

1

ひと目で分かる

個人に対する手

続きと基本的な流れ

① 取引時確認が必要な取引の判断

▼次のような特定取引等に該当する場合、取引時確認を行うことになる

- ・口座開設や、貸金庫・保護預かりなどの契約を行う取引
- ・200万円を超える現金・持参人払式小切手などの受払いを伴う取引
- ・10万円を超える現金振込、10万円を超える現金を持参人払式小切手で受け取る取引
- ・融資取引
- ・その他状況に応じて必要と判断されたとき など

② 取引時確認の実施

▼次の①本人特定事項の確認と③職業・取引の目的等の確認を行う

① 本人特定事項の確認

▼次のような書類を使って氏名・住所・生年月日を確認する

・住民票の写し・住民票の記載事項証明書
・印鑑登録証明書（取引に実印を使用しない場合）
・戸籍謄本・抄本 など

上記書類の提示と転送不要郵便などで当該取引に係る書類などを郵送し確認する



留意点

・本人確認書類は様式が変更されることがあるので、変更点を踏まえて偽造・変造をチェックする

対象となる本人確認書類の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券等（パスポート） ・マイナンバーカード ・在留カード ・特別永住者証明書 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険被保険者証 ・各種年金手帳 ・母子健康手帳 ・印鑑登録証明書（取引に実印を使用する場合） など
確認方法	<p>上記書類の提示のみで確認する</p> 	<p>上記書類の提示と次のいずれかで確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他の本人確認書類（顔写真付きを除く）の提示」 ・「公共料金の領収証書など補完書類原本の提示」 ・「転送不要郵便などで当該取引に係る書類などを郵送」 など

③ 職業・取引の目的等の確認

▼申告により職業および取引の目的を確認する

③ 取引時確認記録の作成・保存

▼本人特定事項やその確認方法、提示を受けた公的書類の番号（もしくは「コピー」）などを記録・保存する

留意点

「平成」→「令和」

・平成表記の有効期限が記載されているものが多く出回っているため、令和に読み替える